

養育費無料法律相談

「ひとり親になった時に養育費をもらえることを知らなかった」
「どのようにして養育費を取得すればいいのかわからない」
など、実際は離婚に伴う養育費を取得していない方が多くいらっしゃいます。
こうした悩みを解決するために、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会
専門知識を有する弁護士による無料法律相談をおこなっています。
養育費等に関して少しでもお悩みのある方は、ご相談ください。

～法律相談のご案内～

【相談内容】 養育費等に関すること

【対象者】 千葉県内にお住まいの方

(千葉市・船橋市・柏市を除く※)

【相談日】 毎月第2土曜日(予約締切日 3日前)

【相談時間】 午後1時から4時まで 一人40分程度

【相談場所】 千葉県母子福祉会館

千葉市中央区亥鼻2-10-9

【相談料金】 無料

※千葉市、船橋市、柏市の方は独自で
開催している法律相談をご利用ください

① 予約申込・お問い合わせ

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業受託者
一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 事務局

TEL 043-222-5818

TEL・FAX 043-225-9177

電話受付時間 9時30分から16時30分の間(土日祝日を除く)

② 後日、相談日時等を事務局より連絡します。

☆先着順の受付のため、相談日の予定が定数に達していない場合は、
次回以降の相談日になる場合があります。

